

# 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

## 目 次

|       |                                 |          |
|-------|---------------------------------|----------|
| I     | 認証評価結果                          | 2-(1)-3  |
| II    | 章ごとの評価                          | 2-(1)-4  |
|       | 第 1 章 教育目的                      | 2-(1)-4  |
|       | 第 2 章 教育内容                      | 2-(1)-6  |
|       | 第 3 章 教育方法                      | 2-(1)-9  |
|       | 第 4 章 成績評価及び修了認定                | 2-(1)-11 |
|       | 第 5 章 教育内容等の改善措置                | 2-(1)-15 |
|       | 第 6 章 入学者選抜等                    | 2-(1)-16 |
|       | 第 7 章 学生の支援体制                   | 2-(1)-18 |
|       | 第 8 章 教員組織                      | 2-(1)-20 |
|       | 第 9 章 管理運営等                     | 2-(1)-23 |
|       | 第 10 章 施設、設備及び図書館等              | 2-(1)-25 |
| <参 考> |                                 | 2-(1)-27 |
| i     | 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 2-(1)-29 |
| ii    | 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）     | 2-(1)-30 |
| iii   | 自己評価書等                          | 2-(1)-31 |



## I 認証評価結果

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目「リーガルクリニック」の実施に当たっては、フレックスタイム制が採用されているとともに、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」により整備された「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」による「リーガルクリニック日程管理システム」が活用され、時間的に制約の大きい夜間社会人学生の実務に触れる機会が確保されている。
- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。
- 専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育上の理念及び教育目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が15年以上の実務経験を有している。
- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室が法科大学院図書室内にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

## II 章ごとの評価

### 第1章 教育目的

#### 1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育上の理念は、「高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を与えることによって、多様な人材を法曹界に導くこと」とされ、教育目的は、「①社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成、②豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成、③専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成、④先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成」として明確に示されている。また、養成しようとする法曹像は、「①一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成、②国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成、③企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成、④社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹の養成」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、法学の基礎を理解するための多くの実定法科目の配置、応用力を養うための実務科目の充実、現実の紛争に対する解決能力を養うための公法領域、民事法領域、刑事法領域における総合科目の充実、教育内容及び教育目標に応じた少人数クラスの編成による双方向的又は多方向的授業の実施などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第2章 教育内容

### 1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育上の理念及び教育目的を効果的に実現するために、3段階の講義体系を採用し、1年次には法律基本科目のうち実定法基礎科目を必修科目として配置し、理論的教育の視点から、実定法に関する基礎的・基盤的知識の修得を目的とし、2年次には総合科目を配置し、各実定法科目の理論的課題について、より深く学ぶことを目的とし、3年次には総合演習科目を配置し、各実定法領域における複合的な問題を実務的観点をも踏まえて、体系的かつ具体的に学習し、これまでの学習の総まとめを行うことによって、段階的学習の完結を図ることを目的としている。また、教育内容の面において、総合科目の充実や多様な実務系科目の配置等を行い、教育方法の面において、総合科目を実務家教員と研究者教員とが協力して担当するなど理論と実務を架橋する教育の実施により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、

法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「法史学」、「英米法」、「立法学」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」の視点から、企業法務をはじめ、実務と密接に関連する授業科目として、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「国際金融法」等が開設されており、特にニーズの高い知的財産法に関する授業科目については、さらに、授業科目「知的財産法演習Ⅰ」、「知的財産法演習Ⅱ」が開設されている。また、公務員等の公益事業に携わる学生が多いことから、コミュニティサービスに関連する分野として、授業科目「環境法」、「地方自治」、「消費者法」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「外国人と人権」等が開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目について、対象年次が同じであり、かつ、開講日時が重複しているため、学生の履修の機会が制約されているものの、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目 16 単位、民事系科目 33 単位、刑事系科目 12 単位の合計 61 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」（各 1 単位）が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」及び「要件事実論・事実認定論」

（各 2 単位）が必修科目として開設されているほか、授業科目「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」（1 単位）が選択必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」（2 単位）が必修科目として開設されているほか、授業科目「刑事訴訟実務の基礎Ⅱ」

（1 単位）が選択必修科目として開設されている。法情報調査については、授業科目「法情報処理」が必修科目として開設され、法文書作成については、授業科目「法律文書作成Ⅰ」及び「法律文書作成Ⅱ」が必修科目として開設されている。また、模擬裁判については、授業科目「法律文書作成Ⅰ」及び「法律文書作成Ⅱ」の中で適宜指導が行われ、ローヤリングについては、授業科目「ロイヤリングⅠ」及び「ロイヤリングⅡ」が開設され、クリニック及びエクスターンシップについては、授業科目「リーガルクリニック」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち17単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【特記すべき事項】

- 一部の授業科目について、対象年次が同じであり、かつ、開講日時が重複していることにより、学生の履修の機会が制約されているため、開設されているすべての授業科目について、学生の履修の機会を確保するよう開講日程の一層の調整に努めること。

## 3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第3章 教育方法

### 1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、40人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式のほか、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施され、2年次以降の授業科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例を研究させた上で、具体的素材に基づいたケーススタディ方式を取り入れるなど双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。なお、時間的に制約の大きい夜間社会人学生の実務に触れる機会を確保するため、授業科目「リーガルクリニック」の実施に当たっては、フレックスタイム制が採用されているとともに、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」により整備された「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」による「リーガルクリニック日程管理システム」が活用されている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」においては、参加学生による関連法令の遵守の確

保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の指導担当として研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスへの記載や授業における告知などにより、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、各授業における講義レジュメ教材等の関係資料の事前配付、予習に関する指示、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」により整備された「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」による一部の授業科目における復習又は補充学習のための講義のストーリーミング配信、「TKC法科大学院教育研究支援システム」等のデータベースを通じた自習用の情報検索環境の整備、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、36単位が上限とされている。

また、長期履修制度が設けられており、修業年限4年の学生についても授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、各年次における履修登録可能な単位数は、27単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 授業科目「リーガルクリニック」の実施に当たっては、フレックスタイム制が採用されているとともに、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」により整備された「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」による「リーガルクリニック日程管理システム」が活用され、時間的に制約の大きい夜間社会人学生の実務に触れる機会が確保されている。

## 3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは新入生ガイダンスにおいて配付される「教務に関わる事項」に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスへの記載や授業における告知などにより、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する成績照会制度の整備、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、一部の授業科目において、採点基準が学生に告知されていないものの、成績分布データ及び採点基準などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験について、期末試験と一部同一又は類似の設問が1授業科目において出題されているものの、おおむね厳正な成績評価が行われている。また、追試験については、期末試験と一部類似の設問が1授業科目において出題されているものの、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における必修科目を除く授業科目の単位として認定することが可能とされている。単位の認定に当たっては、単位認定申請書、既修得科目のシラバス及び成績証明書の提出を求め、他の大学院等が本法科大学院と同レベルのものであり、他の大学院等における当該授業科目の内容が単位

認定の対象となる本法科大学院の授業科目の内容とほぼ一致するものであること、かつ、当該授業科目の成績評価が「A」以上であることという条件のもとに「法曹専攻教員会議」の議を経て、「ビジネス科学研究科教員会議」において審議・決定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは大学院便覧に記載され、学生に周知されている。

なお、修業年限4年（長期履修制度）の学生については、3年次から4年次への進級要件（進級に必要な修得単位数）が定められていないが、これに代わる措置として、学生から提出された「長期履修計画書」に基づいた指導が行われている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

|             |      |
|-------------|------|
| ア 公法系科目     | 8単位  |
| イ 民事系科目     | 24単位 |
| ウ 刑事系科目     | 10単位 |
| エ 法律実務基礎科目  | 6単位  |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4単位  |
| カ 展開・先端科目   | 12単位 |

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年(標準修業年限が3年を超える学生については4年)以上在籍し、95単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計20単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目16単位、民事系科目33単位、刑事系科目12単位、法律実務基礎科目13単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目17単位以上を

修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院においては、法学既修者の認定を平成 22 年度入学者選抜から当面の間、実施しないこととされている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【改善を要する点】

- 筆記試験を実施した授業科目のうち、一部の授業科目において、成績評価の結果を学生に告知する際に、必要な関連情報として採点基準が告知されていないため、すべての授業科目について採点基準を学生に告知する必要がある。
- 1 授業科目における再試験において、期末試験と一部同一又は類似の設問が出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目における追試験において、期末試験と一部類似の設問が出題されているため、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

## 3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」及び当該委員会内に4つの部会（公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会、実務系科目部会）が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する授業評価アンケートの実施、アンケート結果を基礎資料とした教育内容及び教育方法の改善のための「FD委員会」等での討議の実施、教員相互による授業参観の実施、外部の学識経験者及び同僚教員を講師としたスタッフ・セミナーの開催などが行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員について、教員相互による授業参観の実施や学外のシンポジウムへの参加などを通じて、教育上の経験が確保されるよう努めている。

また、研究者教員について、教員相互による授業参観の実施、司法研修所が主催する研修や学外のシンポジウムへの参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見が確保されるよう努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

### 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

### 3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」及び「ビジネス科学研究科入試実施委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育上の理念及び教育目的に照らして、「筑波大学法科大学院は社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者を求めています。」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育上の理念、教育目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、社会人である者又は社会人経験を有する者を出願資格とし、第1段階選抜、第2段階選抜では1次試験及び2次試験を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身大学、論文試験問題等）が公表されているなど、入学資格を有するすべての志願者に対して、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1段階選抜においては、適性試験の成績及び提出書類をもとに審査し、第2段階選抜においては、1次試験として論文試験を課し、2次試験として口述試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。



6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、口述試験、職歴調書、適性試験点数等調書などによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

本法科大学院は、出願対象者を社会人又は社会人経験を有する者とした国立大学唯一の夜間法科大学院であるため、入学者についてはすべて法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者である。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員 120 人に対し、平成 21 年度の在籍者数は 129 人であり、在籍者数について若干の定員超過が見られるものの、妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【特記すべき事項】

- 出願対象者を社会人又は社会人経験を有する者とした国立大学唯一の夜間法科大学院であり、その趣旨に合致した多様な志願者・入学者が得られている。

## 3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育上の理念及び教育目的に照らして、入学から修了までの間、専任教員によるオフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学後に新入生ガイダンスが行われ、教育上の理念及び教育目的、カリキュラムの内容と構成、履修すべき科目等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、専任教員によるオフィスアワーが設定されるとともに、新入生ガイダンスにおいて履修科目の選択のための説明が行われるなど、履修指導において特段の配慮がなされている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、専任教員によるオフィスアワーが設定され、教員室において、学習相談や助言が行われているほか、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」により整備された「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」による遠隔オフィスアワーの仕組みが備えられている。なお、オフィスアワーの時間、場所及び連絡先は、年度当初に一覧表が学生に配付され、事前周知が図られている。

また、メールを活用した学習相談、意見箱の設置による学生の意見や提案の汲み上げなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生への修学指導相談等のためにチューターとして若手弁護士が配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び提携金融機関による法科大学院生専用ローン制度に関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、「教務委員会」の担当者を窓口とした学生相談が行われている。メンタル

面の対応としては、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室に専門のカウンセラーが配置され、電話によるカウンセリングやアドバイスが行われている。また、各種ハラスメントへの対応として、全学の「ハラスメント防止対策委員会」によって相談担当者が配置されているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館がバリアフリーとなっており、身障者用トイレ、エレベーターを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、修学に必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、法曹である実務家教員が実務系科目の講義やオフィスアワー等において、各分野に進むために必要な情報提供を行うほか、就職支援サイト「ジュリナビ」に参加するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

## 3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第8章 教員組織

### 1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

#### 【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「法曹専攻人事委員会」において候補者の審査を行い、「法曹専攻教員会議」及び「ビジネス科学研究科人事委員会」での教育業績、研究業績、実務業績などの審査を経て、大学本部の「人事企画委員会」において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の経歴や業績を考慮して、「予備認定委員会」での審査を踏まえ、「法曹専攻教員会議」において発議し、「研究科運営委員会」の議を経た後、大学本部の「人事企画委員会」において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育上の理念及び教育目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、みなし専任教員を配置することなく、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員15年以上の実務経験を有する者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は約8割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が3人いるものの、すべての専任教員が30単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、レジュメの印刷、配付、管理等を行う非常勤職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。
- 専門職大学院設置基準において求められている専任教員数12人に対して、法科大学院の教育上の理念及び教育目的を実現するため、その求められている数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員が15年以上の実務経験を有している。

### 【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する教員については、みなし専任教員を配置することなく、すべてが専任教員とされている。

## 3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## 第9章 管理運営等

## 1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の運営の仕組みを有しており、専任の長である法曹専攻長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、「法曹専攻教員会議」が置かれている。当該会議は、専任教員により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「ビジネス科学等支援室」が組織され、教務、学生支援、入試・広報、研究助成、学内会議運営支援等に関する事務を行う法科大学院係が配置されている。このほか、大塚地区に支援業務を担当する総務係、会計係等が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、翌々年度の概算要求及び翌年度の必要経費について、学長・副学長によるヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検評価委員会」が設置され、教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検評価委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営」、「施設、設備及び図書館等」及び「有職社会人学生の特性を踏まえた対策」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「自己点検評価委員会」が自己点検及び評価の結果を「法曹専攻教員会議」に報告するとともに、教育活動等の改善について関係委員会に勧告し、関係委員会において具体的な対応策及び改善策が検討され、その検討内容や改善結果は「法曹専攻教員会議」を通じて、教員間に周知される体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、法科大学院係により収集され、法科大学院事務室に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

## 3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。



## 第10章 施設、設備及び図書館等

## 1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

## 【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書室、教員室、事務室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、学生指導相談室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間利用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習室は無線LAN対応となっており、自習机からパソコンを使用して、大学内外の図書や資料、論文や判例を検索することが可能であるほか、自習室が法科大学院図書室内にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、講義室には、プロジェクタ、ビデオ、DVDデッキ等が配備されている。また、自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等から文献や資料の検索ができる「TKC法科大学院教育研究支援システム」等をオンラインで利用できる環境、録画した授業をパソコン上で視聴することなどを目的とした文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」による「夜間社会人学生用実践的学習支援システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法科大学院図書室が整備されている。

法科大学院図書室には、司書の資格を有した専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料がおおむね備えられている。

法科大学院図書室においては、セキュリティ・カードによる入退室管理が行われているほか、「法曹専攻図書委員会」において、学生からの図書購入の要望を踏まえた図書選定を行うことにより、法科大学院図書室の機能充実、利便性の向上を図るなど、所蔵する図書及び資料の管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【優れた点】

- 学生の自習机からパソコンを使用して図書及び資料を検索することが可能であるほか、自習室が法科大学院図書室内にあるなど、自習室と法科大学院図書室との有機的連携が確保されている。

### 【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間利用でき、十分な利用時間が確保されている。

## 3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
- (2) 所在地 東京都千代田区
- (3) 学生数及び教員数(平成21年5月1日現在)
- |     |                |
|-----|----------------|
| 学生数 | 129名           |
| 教員数 | 17名(うち実務家教員6名) |

### 2 特徴

本学は、全国の大学に先駆けて、平成2年以来、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成17年4月に、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間に開講する法科大学院（以下、「夜間社会人法科大学院」とする。）を設置した。

本学におけるこれまでの社会人教育の経験から、情報化が進展し法に基礎をおく透明なルールを支配する社会へ移行しつつある今日、多くの社会人、特に企業法務担当者、弁理士・公認会計士や税理士などのほか、官庁において政策立案に当たる公務員などの実務経験者が、法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。また、雇用の流動化が進みつつある中で、社会人が働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろうと見込まれる社会人は、今後ますます増加することが予想される。このように社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと推測される。

そこで、本学においては、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務に応えたいと考えている。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念

からすれば、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることが我々の責務であると考えている。

そのため、法律学全般についての質の高い教育を行うことを基本とし、その上に企業法学専攻の協力を得てカリキュラムに特色を持たせ、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指すものである。

## ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

### （1）教育上の目的

本学法科大学院は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を与えることによって、多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とする。

教育目的は次の通りである。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

### （2）養成する法曹像

「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成する。具体的には、主として以下の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図る。

- ① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成
- ② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹としての養成

### iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6\\_2\\_jiko\\_tsukuba\\_h201003.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/houka/no6_2_jiko_tsukuba_h201003.pdf)